

命を簡単に捨てないで 最期まで責任をもって飼いましょう

犬も家族の一員



～家族として迎えたときの気持ちを思い出してください～



- 飼い主には、終生飼養の責任があります。最期まで愛情と責任をもって飼いましょう。
- 自らの病気などによりどうしても飼えなくなった場合には、自分で新たな飼い主を探す等して、譲渡先を見つけるようにしましょう。
- 愛護動物をみだりに殺傷・遺棄することは犯罪となり罰せられます。犬を傷つけたり、捨てたりしてはいけません。

愛護動物の遺棄・虐待などは犯罪として

1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等
が科せられます。

京都府警察
シンボルマスコット
ポリスマろん



★虐待に関する通報窓口 **京都府動物愛護センター** TEL.075-671-0336

犬を迷子にしないで

迷子になる
のはこんなとき：

- ◎ カミナリや花火の音に驚いて…
- ◎ 出かけた先やお散歩中に離れて…
- ◎ ドアや門のすきまから外へ…

迷子になったらすぐ、
警察、京都府保健所
に連絡を。



◎ 動物に関するご相談は、

京都府関係公所	所在地	電話
乙訓保健所	〒617-0006 向日市上植野馬立8	075-933-1241
山城北保健所	〒611-0021 宇治市宇治若森7-6	0774-21-2912
山城南保健所	〒619-0214 木津川市木津上戸18-1	0774-72-4302
南丹保健所	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-4754
中丹西保健所	〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91	0773-22-6382
中丹東保健所	〒624-0906 舞鶴市字倉谷1350-23	0773-75-1156
丹後保健所	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	0772-62-1361
生活衛生課動物愛護係	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4763